

門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ指定管理者募集に関する質問への回答（１）

No.	質問項目	質問内容	回 答
1	設備機器メーカーについて	新門真市立門真市民プラザの次の設備機器メーカーをご教示ください。 空調機器、エレベーター、自動扉、加圧ポンプ、リフト	施工業者が設備機器のメーカーを決定します。請負業者が決まり次第、市の監督職員と協議、承認の上決定されますので、現在は未定です。
2	資料集について	資料集「8 設備等一覧」の「門真市民プラザ設備等一覧」は、新旧どちらの門真市民プラザの設備を示した一覧かをご教示ください。	指定管理者応募要項資料集8.「設備等一覧」の2ページ目の「門真市民プラザ設備等一覧」は、現門真市民プラザに設置されている設備の概要を示したものです。
3	新門真市立門真市民プラザ仕様書について	新門真市立門真市民プラザ仕様書の11ページ「①施設の設備に対する点検及び整備の主な内容」に、防火対象物定期点検及び防火設備点検が記載されていない理由をご教示ください。	別冊2（仮称）新門真市立門真市民プラザ指定管理業務仕様書8（2） ①「施設の設備に対する点検及び整備の主な内容」に掲げる事項は、必要となる点検・整備の全てを網羅するものではありません。指定管理者は、施設の管理・運営にあたり、関係法令等に基づき必要となる建物および設備に係る点検・検査を適切に実施してください。 なお、防火対象物定期点検および防火設備点検については、指定管理者応募要項資料集9「設備等保守点検基準表」の「消防設備保守点検」③および④に記載のとおり、関係法令等に基づき指定管理者において実施するものとします。
4	従業員の控え室及び清掃用具収納スペースについて	新門真市立門真市民プラザにおいて、清掃員・警備員の控え室、ロッカー、清掃用具収納スペースが確保されているかをご教示ください。	控え室については、（仮称）新門真市立門真市民プラザ2階のX1ーX2通り（校舎西端）にあります。清掃用具の収納は、2階のX1ーX2通り（校舎西端）にある倉庫の利用を考えています。 また、ロッカーは必要に応じて、用意してください。

門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ指定管理者募集に関する質問への回答（１）

No.	質問項目	質問内容	回 答
5	清掃に関する業務について	新門真市立門真市民プラザにおいて、清掃業務の作業時間帯の指定は無いとの理解でよろしいでしょうか。	日常清掃の作業時間帯については、原則として開館日の早朝から閉館時間までの間で実施してください。ただし、校舎棟１階の管理事務所、サービスコーナー、図書事務室及び別棟１の事務スペースについては、職員が執務を開始するまでに清掃を完了してください。 また、床面洗浄・ワックス塗布などの定期清掃については、原則として閉館日の９時から１７時までの間に実施してください。
6	警備に関する業務について	令和10年1月1日以降の現市民プラザの警備員待機場所の変更について、候補場所があがっていればご教示ください。	現時点では、警備員待機場所の変更に係る具体的な候補場所は定まっていません。指定管理者と協議の上、警備巡回ルート等を踏まえて、施設運営上適切な場所を待機場所として設定する予定です。
7	仕様書の指定管理期間について	現門真市立門真市民プラザ仕様書の「3. 指定期間」について、指定管理期間が延長された場合、増加した作業経費は別途請求させていただけるのでしょうか。	指定管理期間を延長又は短縮する事情が生じた場合は、指定管理期間の変更に伴う指定管理料等について指定管理者と協議の上、協定の変更を行う場合があります。
8	仕様書の環境衛生管理業務について	新門真市立門真市民プラザ仕様書の「9. 環境衛生管理業務」のうち、③雑排水管洗浄業務の作業箇所を図面で示していただくことは可能でしょうか。	雑排水管洗浄業務の、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第４条の２第２項」に規定する雑用水の水槽は新市民プラザでは設置していません。排水管等の設備については、「空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準第３」に準じて実施してください。 なお、排水設備については、公共下水道に接続しています。
9	現門真市立門真市民プラザの清掃業務について	令和10年4月1日からの現門真市立門真市民プラザの清掃員の控え室、清掃用具保管スペースの有無をご教示ください。	令和10年４月１日以降も、現門真市立門真市民プラザ１階にある清掃員の控え室及び清掃用具保管スペースを使用いただくことを想定しています。なお、施設運営上の都合により変更が生じる場合は、指定管理者と協議の上、決定します。

門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ指定管理者募集に関する質問への回答（１）

No.	質問項目	質問内容	回 答
10	現門真市立門真市民プラザの設備点検について	令和10年4月1日からの現門真市立門真市民プラザにおいて、仕様書11ページの「設備点検の主な内容」について、こども発達支援センター以外の範囲で不要な点検・作業〔（２）①ア～サ〕をご教示ください。	令和10年4月1日以降も、現門真市民プラザのプラザ棟（校舎棟）1階において教育支援センター「かがやき」の運営を予定しているため、別冊1「門真市立公民館及び現門真市立門真市民プラザ指定管理者業務仕様書」8（２）①ア～サに示す設備点検等については、こども発達支援センター以外の範囲においても引き続き実施してください。
11	現門真市立門真市民プラザの環境衛生業務について	令和10年4月1日からの現門真市立門真市民プラザにおいて、仕様書12～13ページの「環境衛生管理業務」について、こども発達支援センター以外の範囲で不要な業務・作業〔（１）②～⑦〕をご教示ください。	令和10年4月1日以降も、現門真市民プラザのプラザ棟（校舎棟）1階において教育支援センター「かがやき」の運営を予定しているため、別冊1「門真市立公民館及び現門真市立門真市民プラザ指定管理者業務仕様書」9（１）②～⑦に示す環境衛生管理業務については、こども発達支援センター以外の範囲においても引き続き実施してください。